

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年4月2日
【会社名】	株式会社山忠
【英訳名】	Y A M A C H U U Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山崎 恭裕
【本店の所在の場所】	愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原112番地の3
【電話番号】	052-445-0070（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼財務部長 細江 盛方
【最寄りの連絡場所】	愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原112番地の3
【電話番号】	052-445-0070（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼財務部長 細江 盛方
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1【提出理由】

当社は、2026年3月26日、2026年3月30日及び2026年3月31日付けで財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 2026年3月26日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

都市銀行

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額：500百万円

弁済期限：2051年12月29日

当該債務に付された担保の内容：当社保有資産

財務上の特約の内容

本契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

- ・2026年4月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体及び連結の貸借対照表において、いずれも純資産の部の合計額を、2025年4月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ・2026年4月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体及び連結の損益計算書において、いずれも経常損益の金額を0円以上に維持すること。

### (2) 2026年3月30日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

都市銀行

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額：700百万円

弁済期限：2051年12月29日

当該債務に付された担保の内容：当社保有資産

財務上の特約の内容

本契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

- ・本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ・本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続損失としないようにすること。

### (3) 2026年3月31日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

政府系金融機関

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額：400百万円

弁済期限：2051年12月29日

当該債務に付された担保の内容：当社保有資産

財務上の特約の内容

本契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

- ・各事業年度の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該事業年度の直前の決算期の末日または2025年4月に終了する決算期の末日における借入人の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。
- ・2026年4月決算期以降の各事業年度の末日における損益計算書における経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

( 4 ) 2026年3月31日を契約締結年月日とする金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の相手先の属性

地方銀行

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の元本の額：100百万円

弁済期限：2051年12月29日

当該債務に付された担保の内容：当社保有資産

財務上の特約の内容

本契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

- ・本契約締結日以降に到来する各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額について前年度純資産の75%未満としないこと。
- ・本契約締結日以降に到来する各事業年度の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

以 上